

政令第三百五十五号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第十四条第一項、第十六条第一項及び第二十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項第一号ハ中「フレキシブルディスクカートリッジ（日本産業規格X六二二三に適合する幅九ミリメートルのものに限る。以下同じ。）又は」を削り、同号ニ中「別表一の項リ」を「別表一の項チ」に改め、同条第三項第三号ホ中「フレキシブルディスクカートリッジ又は」を削り、同号ヘ中「別表七の項チ」を「別表七の項ト」に改め、同項第四号イ中「ハまで」の下に「及びヘ」を、「方法」の下に「（同号ヘに掲げる方法にあつては、電子開示請求の場合に限る。）」を加え、同号ロ中「別表七の項リ」を「別表七の項チ」に改め、同号ハ中「別表七の項ヌ」を「別表七の項リ」に改め、同号ニ中「別表七の項ル」を「別表七の項ヌ」に改め、同号ホ中「別表七の項ヲ」を「別表七の項ル」に改める。

別表一の項を次のように改める。

<p>一 文書又は図画 （二の項から四の項まで又は八の項に該当するものを除く。）</p>	<p>イ 閲覧</p>	<p>百枚までごとにつき百円</p>
<p>ロ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧</p>	<p>一枚につき百円に十二枚までごとに七百六十円を加えた額</p>	
<p>ハ 複写機により用紙に複写したものの交付（二に掲げる方法に該当するものを除く。）</p>	<p>用紙一枚につき十円（A二判については四十円、A一判については八十円）</p>	
<p>ニ 複写機により用紙にカラーで複写したものの交付</p>	<p>用紙一枚につき二十円（A二判については百四十円、A一判については百八十円）</p>	
<p>ホ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付</p>	<p>一枚につき百二十円（縦二百三ミリメートル、横二百五十四ミリメートルのものについては、五百二十円）に十二枚までごとに七百六十円を加えた額</p>	

<p>へ スキャナにより読み取って できた電磁的記録を光ディスク （日本産業規格 X〇六〇六 及び X六二八一に適合する直 径百二十ミリメートルの光 ディスクの再生装置で再生す ることが可能なものに限 る。）に複写したものの交付</p>	<p>一枚につき百円に当該文書又は図画一枚ごとに 十円を加えた額</p>
<p>ト スキャナにより読み取って できた電磁的記録を光ディスク （日本産業規格 X六二四一 に適合する直径百二十ミリ メートルの光ディスクの再生</p>	<p>一枚につき百二十円に当該文書又は図画一枚ごと に十円を加えた額</p>

別表七の項を次のように改める。

	<p>装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付</p> <p>チ 情報通信技術活用法の適用による方法</p>	<p>当該文書又は図画一枚につき十円</p>
<p>七 電磁的記録 (五の項、六の項又は八の項に該当するものを除く。)</p>	<p>イ 用紙に出力したものの閲覧</p> <p>ロ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴</p> <p>ハ 用紙に出力したものの交付 (二に掲げる方法に該当するものを除く。)</p> <p>ニ 用紙にカラーで出力したも</p>	<p>用紙百枚までごとにつき二百円</p> <p>一ファイルにつき四百十円</p> <p>用紙一枚につき十円</p> <p>用紙一枚につき二十円</p>

<p>のの交付</p>	<p>ホ 光ディスク（日本産業規格 X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付</p>	<p>一枚につき百円に一ファイルごとに二百十円を加えた額</p>
<p>へ 光ディスク（日本産業規格 X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複</p>	<p>一枚につき百二十円に一ファイルごとに二百十円を加えた額</p>	<p>円を加えた額</p>

<p>写したものの交付</p>	<p>ト 電子情報処理組織を使用する方法</p>	<p>チ 幅十二・七ミリメートルのオープンリールテープに複写したものの交付</p>	<p>リ 幅十二・七ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付</p>	<p>ヌ 幅八ミリメートルの磁気</p>
	<p>一ファイルにつき二百十円</p>	<p>一卷につき七千円に一ファイルごとに二百十円を加えた額</p>	<p>一卷につき八百円（日本産業規格X六一三五に適合するものについては二千五百円、国際規格一四八三三、一五八九五又は一五三〇七に適合するものについてはそれぞれ八千六百円、一万五百円又は一万二千九百円）に一ファイルごとに二百十円を加えた額</p>	<p>一卷につき千八百円（日本産業規格X六一四二</p>

	<p>テープカートリッジに複写したものの交付</p>	<p>に適合するものについては二千六百円、国際規格一五七五七に適合するものについては三千二百円)に一ファイルごとに二百十円を加えた額</p>
	<p>ル 幅三・八一ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付</p>	<p>一卷につき五百九十円(日本産業規格X六一二九、X六一三〇又はX六一三七に適合するものについては、それぞれ八百円、千三百円又は千七百五十円)に一ファイルごとに二百十円を加えた額</p>

附 則

(施行期日)

1 この政令は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この政令による改正後の規定は、この政令の施行の日(以下「施行日」という。)以後にされた開示請

求について適用し、施行日前にされた開示請求については、なお従前の例による。

理由

行政文書の開示の実施の方法について、電子情報処理組織を使用する方法により開示を行うことができる
行政文書の範囲を拡大する等、情報通信技術の進展に対応した合理化を図る必要があるからである。